

平成 20 年 11 月 5 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司
(コード番号: 3775 名証セントレックス)
(連絡先) 執行役財務部長 小高 奈皇光
TEL 03-5464-0376 (直通)

当社に対する訴訟に関するお知らせ

先般の平成 20 年 7 月 3 日に開示いたしましたとおり、株式会社国際コミュニケーションサービス（以下「ICS」）が当社子会社であるトゥギャザー株式会社（以下「トゥギャザー」）を被告として提起した訴訟につき、平成 20 年 5 月 30 日に東京地方裁判所において勝訴判決が言い渡され、その後 ICS より東京高等裁判所への控訴がなされております（以下「先行訴訟」）。

今般、上記先行訴訟の関連訴訟として、ICS 及び ICS の代表取締役であった小屋計成氏（以下、前者を「本訴原告会社」、後者を「本訴原告個人」）が、当社を被告として、当社の保有するトゥギャザーの株式の返還等を求める訴訟（以下「本訴」）を提起しており、昨日の口頭弁論期日において東京地方裁判所にて審判対象が概ね確定しましたので、お知らせ致します。詳細については、下記のとおりです。

記

1. 本訴の受訴裁判所および事件番号

- (1) 東京地方裁判所 平成 20 年（ワ）第 23988 号

2. 本訴原告会社

- (1) 名称 株式会社国際コミュニケーションサービス
(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目 13 番 15 号
(3) 代表者の氏名 代表取締役 高橋 克己

3. 本訴の主位的請求の内容

- (1) 平成 18 年 5 月 16 日付けで締結された、トゥギャザーの普通株式計 200 株の株式譲渡契約（以下「株式譲渡契約」）は不存在であることを確認する
(2) 当社は、本訴原告会社に対し、トゥギャザーの普通株式 50 株を引き渡せ
(3) 当社は、本訴原告個人に対し、トゥギャザーの普通株式 150 株を引き渡せ

(4) 訴訟費用は、第1審、2審とも当社の負担とする
上記の判決並びに仮執行の宣言を求める

4. 本訴の予備的請求の内容

- (1) 株式譲渡契約は錯誤又は詐欺取消により無効であることを確認する
- (2) 主位的請求(2)に同じ
- (3) 主位的請求(3)に同じ
- (4) 主位的請求(4)に同じ

5. 本訴に纏わるその他の事項

本訴原告会社は、先行訴訟の控訴審において、地裁判決の取消に加え、本訴原告会社とトゥギャザーとの間で平成18年5月1日付けで締結された会員制ネットワーク事業の営業譲渡契約は不存在であることの確認請求等を新たに追加することを求めています。当該請求の追加の可否については、現在東京高等裁判所にて審議中です。

6. 今後の見通し等

先行する関連訴訟と同様、本訴におきましても、当社又はトゥギャザーの正当性を主張して争ってまいります。なお、万が一本訴原告らによるトゥギャザー株式の返還請求がすべて認められた場合には、トゥギャザーが当社グループから離脱することになり、当社連結業績に大きな影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では未定であります。

以上